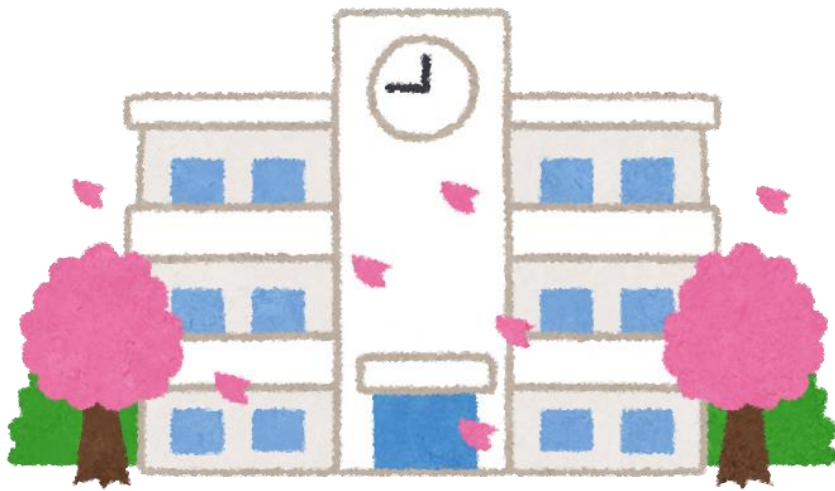


家庭数

# 六つ川台小学校PTA会則



## 育てよう 生きる力

### 横浜市立六つ川台小学校

- \* 卒業時まで使用してください。(紛失にご注意ください)
- \* 会則に改正があった場合は、新たに全家庭へ配布いたします。

令和3年4月発行

# 六つ川台小学校PTA会則

- 第1章 名称および事務所**  
この会は「六つ川台小学校PTA」と称し、事務所を横浜市立六つ川台小学校に置く。
- 第2章 目的および活動**  
この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。  
この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。
- (1) 会員相互の教養を深め親睦をはかる。
  - (2) 家庭と学校との連絡を緊密にして、児童の教育を充実することに努める。
  - (3) 児童の生活環境を良くする。
  - (4) その他この会の目的を達成するための活動を行う。
- 第3章 方針**  
この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。
- (1) 児童の、教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 第4章 会員**  
この会の会員は、次の通りとする。
- (1) 六つ川台小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者
  - (2) 六つ川台小学校の教職員
- 第5章 経理**  
この会の、活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。  
この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。  
この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。  
この会の会計年度は毎年4月1日から始まり3月31日に終わる。  
この会の会費は会員がこれを負担し、会員1家庭につき、月額500円とする。
- 第6章 役員**  
この会に次の役員をおく。  
会長1名(保護者) 副会長2名(保護者)  
書記2名(保護者1・教員1) 会計2名(保護者1・教員1)  
役員は総会において承認を求める。  
役員の任期は1年とする。但し役員は3期連続して同一役職につくことはできないが、会長に限り3期までとする。(教員についてはこの限りではない。)
- (1) 会長は、この会を代表し会議の召集と運営をはかりすべての会に参加することができる。但し、役員選出委員会および会計監査委員会をのぞく。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 書記は総会及び役員会、運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
  - (4) 会計は総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理し会計監査を経た決算報告をする。
- 第7章 会計監査委員**  
会計監査は2名とし、会計監査委員はこの会の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。任期は役員に準ずる。
- 第8章 役員及び会計監査委員選出**  
役員及び会計監査委員の選出は、役員及び会計監査委員選出細則により、選出する。
- 第9章 総会**  
総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。  
総会は年2回の定期総会及び臨時総会とする。  
なお、総会は運営委員会に協議の上、必要に応じて紙面、またはオンラインに代えることとする。  
定期総会は年度初めと年度終わりに開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または、会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。

年度初め総会は、年間活動計画案と収支予算の審議決定、及び会計監査を経た収支決算報告の承認をする。

年度終わり総会は、新役員に関する報告ならびに承認を受け、年間活動経過報告をする。

総会の定足数は、会員の二分の一以上とし委任を認める。

総会の議事は出席者の過半数で決める。

## 第10章 運営委員会

運営委員会は、役員、会計監査委員、常任委員会の委員長、書記、会計、校長、副校長、及び特別委員会のある場合はその委員長、書記、会計をもって構成する。

区・市Pの常置委員に選出された委員は構成員となる。

運営委員の二分の一以上の出席で成立し議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。

運営委員会の任務、任期は次の通りである。

- (1) 委員会によって立案された事業計画について連絡調整を図る。
- (2) 総会に提出する議案書を作成する。
- (3) 運営委員会の任期は定期総会より定期総会までとする。
- (4) 必要ある場合は特別委員会を設ける。

運営委員会は原則として毎月 1 回開き、その他、会長が必要と認めるとき、または構成の四分の一以上の要求があったとき開催する。

## 第11章 常任委員会及び特別委員会

この会の運営に関し必要な事項について、調査、研究、立案するため常任委員会を置く。常任委員会について必要な事項は細則で定める。

特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

## 第12章 細 則

この会の運営に関し必要な細則は運営委員会の議決を経て定める。

運営委員会で細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第13章 改 正

この会則は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

## 附 記

この細則は、昭和 51 年 4 月 26 日から実施する。

付 記	(1)	昭和 56 年 5 月 12 日	会則一部改正
	(2)	平成 13 年 3 月 3 日	会則一部改正
	(3)	平成 15 年 3 月 7 日	会則一部改正
	(4)	平成 18 年 3 月 10 日	会則一部改正
	(5)	平成 20 年 3 月 7 日	会則一部改正
	(6)	平成 22 年 3 月 5 日	会則一部改正
	(7)	平成 29 年 3 月 3 日	会則一部改正
	(8)	令和 2 年 6 月 19 日	会則一部改正

## 細 則

### 第1章 役員及び会計監査委員の選出及び就任

第1条 役員及び会計監査委員の選出及び就任は次の通り行われる。

- (1) 若干名の委員からなる役員選出委員会を次の方法によってつくる。
  - イ 各委員会の互選により4名の役員選出委員を選出する。
  - ロ 教員の中から互選により2名の役員選出委員を選出する。
  - ハ 運営委員の中から互選により2名の役員選出委員を選出する。
  - ニ 役員選出委員の氏名は会員に知らせる。そして、任期は選出された日よりその任が終了するまでとする。
  - ホ 役員選出委員は会員より推薦された役員及び、会計監査委員候補を同委員会に持ち寄り選出の参考とする。
  - ヘ 役員選出委員は、原則として役員及び会計監査委員候補となることができない。
  - ト 役員及び会計監査委員は定期総会より就任する。

第2条 会長に欠員を生じた時は年長の副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠員が生じた時は運営委員の中からこれを補選し、任期は前任者の残任期間とする。

### 第2章 常任委員会

第4条 常任委員会として次の委員会を置く。

- (1) 校外指導委員会、保健成人委員会、広報委員会、ふれあい祭り委員会を置く。委員は各学年ごとに各2名(校外指導委員会は除く)計6名を選出する。(保健成人委員は各学級から選出する。ただし、各学級から選出する必要がないと校長、会長が認めたとき、各学級から選出する必要はない。)
- (2) 役員以外の教員は、各委員会に所属する。
- (3) 各委員会は、委員長1名、書記1名、会計1名、役員選出委員1名を互選するが、PTA会員期間が1年未満の場合、三役になることができない。ただし、三役経験者(本部役員経験者を含む)は以後の委員長を免除とする。

第5条 校外指導委員会の委員は、各地区から選出し、その任務は、次の通りとする。

- (1) 校外指導委員は、地域における活動を推進する。
- (2) 町内、自治会の地域活動と密接に協力し合う。
- (3) 児童の交通安全指導につとめる。

第6条 **保健成人委員会**の任務は、次の通りとする。

- (1) 会員相互の親睦を図るとともに、学級活動の推進を図る。
- (2) 児童の福祉厚生を図り学校保健衛生施策に協力する。

第7条 広報委員会は、この会の会員に対し、また必要に応じ関係団体に対し、会報その他による広報活動に努める。

第8条 ふれあい祭り委員会は会員と協力し、ふれあい祭りの企画・運営を行う。

### 第3章 経費の請求

第10条 この会務のために支出された交通費その他経費は、実費を請求する。

付 記	(1) 昭和 63 年 5 月 28 日	細則一部改正
	(2) 平成 6 年 3 月 5 日	細則一部改正
	(3) 平成 7 年 3 月 4 日	細則一部改正
	(4) 平成 12 年 3 月 10 日	細則一部改正
	(5) 平成 13 年 3 月 3 日	細則一部改正
	(6) 平成 14 年 5 月 10 日	細則一部改正
	(7) 平成 20 年 3 月 7 日	細則一部改正
	(8) 平成 24 年 3 月 2 日	細則一部改正
	(9) 平成 26 年 3 月 30 日	細則一部改正
	(10) 平成 29 年 3 月 3 日	細則一部改正
	(11) 平成 30 年 2 月 23 日	細則一部改正
	(12) 令和 2 年 6 月 19 日	細則一部改正

## 慶弔に関する内規

1. 本内規は横浜市立六つ川台小学校PTA慶弔に関する内規とする。
2. 本内規はPTA会員ならび家族の中で下記の事項があった場合に感謝および慶弔の意を表す基準とする。  
(用務員、調理員も準ずる。)

### I. 慶 事

1. 本校教職員が結婚した場合は、5,000 円をおくる。
2. 本校教職員に子女の出生があった場合は、3,000 円をおくる。

### II. 感謝記念品

1. 本校教育の振興に多大の貢献をされた方には役員会の協議により感謝状をおくる。ただし、協議により記念品をおくることもできる。
2. 教職員の転任、退職の場合  
ア 教職員は、在職 5 年までは 3,000 円、6 年以上は 5000 円をおくる。

### ( 付 則 )

1. 火災、風水害その他突発事項はそのつど協議する。
2. 原則として右記の内規とするが必要に応じて協議することもある。

付 記 (1)平成 13 年 3 月 3 日 慶弔に関する内規一部改正  
(2)平成 15 年 3 月 7 日 慶弔に関する内規一部改正

Ⅲ 弔 意

	対 象	通 知	弔意の方法	通夜 告別式
児 童	死 亡	役 員 運 営 委 員 教 職 員 当該学年保護者 当該校外指導委員	花 輪 1基 (花輪なしの時はそれに 相当するもの) 香 典 5000円 学校管理下の場合 花 輪 1基 香 典 5000円	役 員 運 営 委 員 教 職 員 当該校外指導委員 当該学年の児童及び 学級委員(告別式)
	疾病 負傷	付則 2	1ヶ月以上を要する時は 見舞いに行く。 見舞い金 3000円	
会 員	死 亡	役 員 運 営 委 員 教 職 員 当該学年保護者 当該校外指導委員	花 輪 1基 香 典 5000円	校 長 (副校長) 担任及び教職員有志 役 員 運 営 委 員 校外指導委員
	疾病 負傷	付則 2		
職 員	死 亡 本 人	PTA全会員	花 輪 1基 香 典 10000円	教 職 員 役 員 運 営 委 員 当該学級委員
	死 亡 実 父 母 同居の義父母 配 偶 者	役 員 運 営 委 員 当該学級保護者	花 輪 1基 香 典 5000円 遠距離の場合は 代表または弔電	教 職 員 役 員 運 営 委 員 当該学級委員
	別居の義父母		香 典 5000円のみ	
	疾病 負傷	付則 2		